

議案第 十二 号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年三月十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎



三朝町条例第

号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の三」に、第二章に次の一節を加える。

第五節 果樹共済（第八十八条の二、第八十八条の二十一）

第三条第一項中「及び家畜共済」を「、家畜共済及び果樹共済のうち収穫共済」に改め、「第三号」の下に「、果樹共済のうち収穫共済にあつては第四号」を加え、同項に次の一号を加える。

四 共済目的 なし（二十世紀以外のなしの品種並びに屋根及び外壁の主要部分がガラス又はこれに類する採光性及び耐久性を有する物により造られてゐる農作物育成管理用施設を用いて栽培されてゐるものを除く。）

共済事故 風水害、干害、寒害、雪害 その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収及

び品質の低下

第五条第二項に次の一号を加える。

七 果樹共済割

第五条第三項中「共済目的」の下に「又は共済関係」を、「家畜共済割」の下に「又は果樹共済割」を、「第八十六条第一項」の下に「又は第八十八条の十二第一項」を加える。

第十一条第二項中「家畜共済」の下に「又は果樹共済」を、「この場合において、」の下に「家畜共済にあつては」を、「事由がある場合」の下に「、果樹共済にあつては譲受人の住所（譲受人が法人である場合は、その事務所の所在地）が鳥取県の区域外にある場合」を加える。
第十八条中「又は蚕繭共済」を「、蚕繭共済又は果樹共済」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（支払責任のない損害）

第十八条の二 この町は、この条例に特別の定めがある場合のほか、次に掲げる損害については、共済金を支払う責めに任じないものとする。

一 戦禍その他の変乱によつて生じた損害

二 共済目的の性質又は瑕疵によつて生じた損害

三 この町との間に共済関係の存する者又はその者の法定代理人（当該共済関係の存する者以外の者で共済金を受けるべき者があるときは、その者又はその者の法定代理人を含む。）の故意若しくは重大な過失又は法令違反によつて生じた損害

四 この町との間に共済関係の存する者と同一世帯に属する親族の故意によつて生じた損害（その親族が当該共済関係の存する者に共済金を取得させる目的がなかつた場合を除く。）

（共済関係の無効）

第十八条の三 共済関係の成立の当時、この町との間に共済関係の存する者又はこの町が共済目的につき共済事故又はその原因が既に生じていたことを知つていたときは、当該共済関係は無効とする。

第十九条の次に次の二条を加える。

（第三者に対する権利の取得）

第十九条の二 損害が第三者の行為によつて生じた場合において、この町がこの町との間に共済関係の存する者に対して共済金を支払つたときは、この町は、その支払つた金額の限度において、その者が第三者に対して有する権利を取得する。

2 この町は、この町との間に共済関係の存する者の権利を害さない範囲内においてのみ前項に定めた権利を行使するものとする。

（農協等への事務委託）

第十九条の三 この町は、加入者負担共済掛金、賦課金及び延滞金の徴収（第六条（第八十七条及び第八十八条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による督促及び滞納処分を除く。）に係る事務、損害防止のため必要な施設に係る事務、第二十六条第一項の農作物共済の共済細目書、第四十三条第一項の蚕繭共済の共済細目書、第五十七条第一項の家畜共済の申込書又は第八十八条の五第一項の果樹共済の申込書の受理に係る事務、蚕繭若しくは果実の生産数量又は果実の品質の調査に係る事務並びに共済金の支払に係る事務（当該共済金に係る損害の額の認定に係るものを除く。）を三朝町農業協同組合又は鳥取県果樹農業協同組合連合会に委託することがで

きるものとする。

第二十条第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第二十二條第二項第二号中「第三十二條第二項」を「第三十二條第三項」に改める。
第二十八條第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第三十四條第一項第三号中「第十六條」を「第十六條第一項又は第二項」に改める。

第三十六條第二項中「法第百三十二條」を「法第百三十二條

第一項」に改める。

第四十三條第一項第三号中「七月十日」を「六月十日」に改める。

第五十一條第三号中「第十六條」を「第十六條第一項又は第二項」に改める。

第五十三條第二項中「法第百三十二條」を「法第百三十二條第一項」に改める。

第六十九條第一項第一号ハ中「第一条の四」を「第一条の三」に改める。

第八十四條を次のように改める。

第八十四條 削除

第八十六條第二項中「保証」を「保証人」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第五節 果樹共済

（共済関係の成立）

第八十八條の二 果樹共済の共済関係は、收穫共済にあつてはその共済目的の種類こと及び果実の年産ことに、第八十八條の四第一項の果樹共済資格者が、申込期間内に、その者が現に栽培している第三条第一項第四号の果樹（收穫共済の共済目的の種類等（法第二百十條の六第一項の收穫共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ことの栽培面積が一〇アールに達しないものを除く。）のすべて（当該果樹のうちに次の各号に掲げる事由に該当する果樹があるときは、その該当する果樹以外の当該果樹のすべて）を收穫共済に付することを申し込み、この町がこれを承諾することによつて成立するものとする。

一 收穫共済に付されずとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されること。

二 第八十八条の十三第一項の基準収穫量の算定の基礎となる当該果樹に係る果実の収穫量の適正な決定が困難であること。

三 当該果樹に係る第八十八条の十六第一項の減収量の適正円滑な認定が困難であること。

四 当該果樹の栽培が果実の収穫を目的としないこと。

五 その他当該果樹につき通常の肥培管理が行なわれず又は行なわれないおそれがあること。

2 前項の申込期間は、次に掲げる期間とする。

なし 四月一日から四月三十日まで

(果樹共済への義務加入)

第八十八条の三 この町との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者で、第三条第一項第四号の果樹につき栽培の業務を営むものは、次の各号に該当する場合を除き、当該果樹を収穫共済に付さなければならない。

一 この町が当該果樹についての前条第一項の規定による申込みにつき第八十八条

の六の理由によりその承諾を拒んだ場合（同条の理由がなくなつた場合を除く。）

二 当該果樹が、その者が栽培する果樹で収穫共済の共済目的の種類等ことの栽培面積が前条第一項に規定する面積に達しないものである場合

三 当該果樹が前条第一項各号に掲げる事由に該当する果樹である場合

（果樹共済資格者）

第八十八条の四 この町との間に収穫共済の共済関係を成立させることができる者は、第三条第一項第四号の果樹につき栽培の業務を営む者（当該果樹の収穫共済の共済目的の種類等ことの栽培面積のいずれも一〇アール未満である者を除く。）で第二条に規定する区域内に住所を有するもの（以下「果樹共済資格者」という。）とする。

2 この町との間に果樹共済の共済関係の存する者（以下「果樹共済加入者」という。）が果樹共済資格者でなくなつたときは、その時に当該共済関係は消滅するものとする。

（果樹共済の申込み）

第八十八条の五 果樹共済資格者が第八十八条の二第一項の規定による申込みをしよ

うとするときは、次の事項を記載した申込書をこの町に提出しなければならない。

一 申込者の氏名及び住所（法人たる果樹共済資格者であつては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）

二 果樹区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類並びに収穫共済にあつては収穫共済の共済事故による種別（法第二百二十条の七第一項の収穫共済の共済事故による種別をいう。以下同じ。）による区分をいう。以下同じ。）

三 樹園地の所在地及び面積並びに当該樹園地に植栽されている果樹の品種、栽培方法及び樹令別本数

四 既に法第八十四条第一項第五号の事故が発生している果樹があること又はその事故の原因が生じている果樹があること

五 その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この町は、第八十八条の二第二項の規定による申込みを受けたときは、当該収穫共済に係る第八十八条の八に掲げる期間の開始時の十日前までに、当該申込みを承

諾するかどうかを決定して、これを当該申込者に通知するものとする。

3 第一項の申込事に記載した事項に変更（第八十八条の九に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、果樹共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの町に通知しなければならない。

（申込みの承諾を拒む場合）

第八十八条の六 この町は、果樹共済資格者から第八十八条の二第一項の規定による申込みがあつた場合において、共済目的の種類ごとに、その者の当該申込みに係る果樹がその者が当該申込みの現現に栽培している第三条第一項第四号の果樹で第八十八条の二第一項の規定による申込みができるもののすべてでないときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

（共済関係の消滅した場合）

第八十八条の七 果樹共済加入者が住所を第二条に規定する区域外に移転したため第八十八条の四第二項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前にこの町の承諾を受けていた

ときは、当該共済関係は、同項の規定にかかわらず、なお存続するものとする。

2 前条の承諾には、第十一条第二項の規定を準用する。

（共済責任期間）

第八十八条の八 収穫共済の共済責任期間は、花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間とする。

（通知義務）

第八十八条の九 この町との間に収穫共済の共済関係の存する者は、当該共済関係に係る共済目的を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき又は法第二百十条の六第一項の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る共済目的についての栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該共済目的に適用されるものに係る栽培方法以外のものへ変更したときは、遅滞なく、その旨をこの町に通知しなければならない。

（加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法）

第八十八条の十 収穫共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、収穫共済の共済目的

の種類等ごとに、当該果樹共済加入者に係る共済金額に当該収穫共済の共済目的の種類等に係る第八十八条の十四の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額に当該収穫共済の共済目的の種類等に係る第二条に規定する区域の収穫基準共済掛金率(法第二百二十条の七第一項の収穫基準共済掛金率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額(加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該二分の一に相当する金額及び当該果樹共済加入者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る当該補助金の金額)を差し引いて得た金額とする。

2 第五条第四項の規定は、前項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第八十八条の十一 第八十八条の二第一項の規定によりこの町との間に収穫共済の係関係が成立した者は、収穫共済に係る加入者負担共済掛金を次に掲げる期日までにこの町に納付しなければならない。

なし

五月三十一日

(加入者負担共済掛金の分納)

第八十八条の十二 この町は、果樹共済に係る加入者負担共済掛金については、前条の規定にかかわらず、果樹共済加入者の申請に基づき当該加入者負担共済掛金を二回に分割して納付することを認めることができる。

2 前項の申請は、次項の規定による第二回目の納付につき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、この町の定める書類を添付しなければならない。

3 果樹共済加入者は、第一項の規定により二回に分割して納付することを認められた場合には、前条に掲げる期日までに加入者負担共済掛金の三分の一に相当する金額を、第八十八条の二第一項の規定により収獲共済の共済関係の成立した日の属する年の次に掲げる期日までにその残額に相当する金額をそれぞれこの町に納付しなければならない。

収獲共済の納期限

なし 十二月二十日

4 第六条の規定は、前項に掲げる納期限までに第二回目の納付を行なわない果樹共

済加入者に係る督促及び延滞金の徴収について準用する。

(共済掛金)

第八十八条の十三 收穫共済の共済金額は、收穫共済の共済目的の種類等ごと及び果樹共済加入者ごとに、第二条に規定する区域の当該收穫共済の共済目的の種類等に係る果実の単位当たり価額に、当該果樹共済加入者の当該收穫共済の共済目的の種類等に係る基準收穫量を乗じて得た金額（以下この項において「基準收穫金額」という。）の百分の十を下らず、基準收穫金額の百分の七十をこえない範囲内において、第八十八条の十五第一項の果樹共済掛金率等一覽表に掲げる金額のうちから果樹共済加入者が選択した金額とする。

2 前項の基準收穫量は、收穫共済の共済目的の種類等ごと及び果樹共済加入者ごとに、法第二百二十条の六第三項の主務大臣が定める準則に従い、過去一定年間における当該果樹共済加入者の当該收穫共済の共済目的の種類等に係る果実の收穫量（法第八十五条の七において準用する法第八十五条第十三項の規定により果実の品質の低下を共済事故としない收穫共済以外の收穫共済にあつては、当該一定年間における

る当該果樹共済加入者の収量に係る当該果実の品質の程度に応じ当該収量に一定の調整を加えて得た数量）等を基礎として、この町が定める数量とする。

（共済掛金率）

第八十八条の十四 収獲共済の共済掛金率は、別表第五の上欄に掲げる収獲共済の共済目的の種類等ごとに当該中欄に掲げる率とし、その負担区分は当該下欄に掲げる率とする。

（果樹共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧）

第八十八条の十五 町長は、果樹共済の共済掛金率、共済掛金率のうち果樹共済加入者が負担する部分の率、共済金額、果実の単位当たり価額等を記載した果樹共済掛金率等一覧表を作成し、これを町役場に備えて置かなければならない。

2 町長は、共済目的の種類ごとに、毎年当該共済目的の種類に係る第八十八条の第二項の申込期間が開始する日の十日前までに、前項に掲げる事項を公示しなければならない。

3 果樹共済加入者は、いつでも、第一項の果樹共済掛金率等一覧表の閲覧を求める

ことができる。

(共済金の支払額)

第八十八条の十六 収穫共済に係る共済金は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び果樹共済加入者ごとに、共済事故による共済目的の減収量が当該果樹共済加入者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の百分の三十をこえた場合に支払うものとし、その金額は、共済金額に、その減収量のその基準収穫量に対する割合（以下この項において「減収割合」という。）が百分の三十をこえ百分の五十以下である場合にあっては当該減収割合から百分の二十を差し引いて得た率を、減収割合が百分の五十をこえる場合にあっては当該減収割合に一・四を乗じて得た率から百分の四十を差し引いて得た金額に相当する金額とする。

2 前項の減収量は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び果樹共済加入者ごとに、当該果樹共済加入者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量から法第九十八条の二の主務大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該果樹共済加入者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の収穫量（法第八十五条

の七において準用する法第八十五条第十三項の規定により果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済以外の収穫共済にあつては、その年における当該果樹共済加入者の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ当該収穫量に法第二百二十条の八第一項の主務大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量）を差し引いて得た数量とする。

（共済金額の削減）

第八十八条の十七 この町は、果樹共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、果樹区分ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- 一 当該果樹区分に係る第九十三条第三項の不足金てん補準備金の金額
- 二 当該果樹区分に係る第九十五条第三項の無事もどし準備金の金額
- 三 当該果樹区分に係る第九十七条第三項の特別積立金の金額

（共済金支払の免責）

第八十八条の十八 次の場合には、この町は、共済金の全部又は一部につき、支払の

責めを免れるものとする。

一 果樹共済加入者が第十二条第一項の規定による義務を怠つたとき。

二 果樹共済加入者が第十三条の規定による指示に従わなかつたとき。

三 果樹共済加入者が第十六条第一項又は第二項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

四 第八十八条の二第一項の規定による申込みをした果樹共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る果樹に関する第八十八条の五第一項第二号、第三号及び第四号に掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを知せず、又は不実の通知をしたとき（この町がこれを知つていたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。）。

五 果樹共済加入者が第八十八条の九の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

2 果樹共済加入者が正当な理由がないのに第八十八条の十二第三項の規定に違反して第二回目の加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、この町は、当該果樹共

済加入者に対して共済金の全部につき支払の責めを免れるものとする。

3 この町は、法第二百二十条の六第一項の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る異型につき、果樹共済加入者がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該果樹に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損害の額については、当該果樹共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

4 この町は、果樹共済加入者が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該果樹共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

（共済関係の解除）

第八十八条の十九 第八十八条の二第一項の申込みの承諾の当時、果樹共済資格者が悪意若しくは重大な過失によつて重要な事実を告げず、又は重要な事項につき不実のことを告げたときは、この町がその事実を知り、又は過失によつて知らなかつたときを除き、この町は、当該収穫共済の共済関係を将来に向かつて解除するものと

する。ただし、同項の規定による申込みの承諾の時から六箇月又はこの町が解除の原因を知つた時から一箇月を経過したときは、この限りでない。

2 第八十八条の五第一項第二号、第三号及び第四号に掲げる事項は、前項の重要な事項とみなす。

3 この町は、共済事故が生じた後において第一項の規定により収税共済の共済関係を解除した場合であっても、その損害をてん補する責めに任じない。既に共済金を支払つていたときは、この町は、その返還を請求することができる。ただし、当該共済事故がその告げなかつた事実又は告げた不実のことに基づかないことを果樹共済加入者が証明したときは、この限りでない。

4 果樹共済加入者が正当な理由がないのに第八十八条の十一の規定による納付を遅滞したとき又は第八十八条の十二第三項の規定に違反して第一回目の加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、この町は、当該収税共済の共済関係を解除するものとする。

(共済金支払額、減収量等の公表)

第八十八条の二十 この町は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、果樹共済加入者ごとに、共済金の支払額、第八十八条の十六第一項の減収量、共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。

(無事もどし)

第八十八条の二十一 この町は、果樹共済について、果樹区分ごとに、毎会計年度、果樹共済加入者が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号の一に該当する場合には、議会の議決を経て、当該会計年度の前三会計年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る加入者負担共済掛金(以下この項において「共済掛金加入者負担分」という。)の三分の一に相当する金額(当該前三会計年度間に共済金の支払を受け、又は当該会計年度の前二会計年度間にこの条の規定による無事もどし金の支払を受けたときは、当該三分の一に相当する金額から当該共済金及び当該無事もどし金の合計金額を差し引いて得た金額)を限度として、当該果樹共済加入者に対して無事もどしをするものとする。

一 当該会計年度の前三会計年度にわたり共済金の支払を受けないとき。(当該会計

年度の前一会計年度間に無事もどし金の支払を受けた場合において、当該無事もどし金の金額が共済掛金加入者負担分の三分の一に相当する金額以上の金額であるときを除く。）

二 当該会計年度の前三会計年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金加入者負担分の三分の一に相当する金額（当該会計年度の前一会計年度間に無事もどし金の支払を受けたときは、当該三分の一に相当する金額から当該無事もどし金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。

2 この町が前項の規定により無事もどしをする金額は、当該果樹区分に係る第九十条第三項の無事もどし準備金の金額に当該果樹区分につき鳥取県農業共済組合連合会から法第三百三十二条第一項において準用する法第二百二条の規定による払いもどしを受けた金額を加えた金額をこえないものとする。

第九十条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 果樹共済に関する勘定

第九十二条第一項第一号中「又は蚕繭共済」を「又は果樹共済」に改める。

第九十三条に次の一項を加える。

- 3 この町は、第九十条第四号の勘定にあつては、果樹区分ごとに、毎会計年度の剰余金中当該果樹区分に係る果樹剰余金配分額（当該勘定に係る当該会計年度の剰余金の金額を、果樹区分ごとに過去の収支の差額を基準として町長が議会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。）の二分の一に相当する金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。

第九十四条に次の一項を加える。

- 3 この町は、果樹共同について、果樹区分ごとに、共同金の支払に不足を生ずる場合には、当該果樹区分に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。

第九十五条に次の一項を加える。

- 3 この町は、第九十条第四号の勘定にあつては、果樹区分ごとに、毎会計年度の剰余金中当該果樹区分に係る果樹剰余金配分額から当該果樹区分に係る不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額の二分の一に相当する金額を当該勘定に係る無事もどし準備金として積み立てるものとする。

第九十六条に次の一項を加える。

3 この町は、果樹共済について、果樹区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、当該果樹区分に係る不足金で、準備金の金額及び次条第三項の特別積立金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該果樹区分に係る無事もどし準備金を共済金の支払に充てるものとする。

第九十七条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 この町は、果樹共済について、果樹区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、当該果樹区分に係る不足金で、準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該果樹区分に係る特別積立金の支払に充てるものとする。

第九十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 この町は、第九十条第四号の勘定について、果樹区分ごとに、毎会計年度の剰余

金中当該果樹区分に係る果樹剰余金配分額から不足金でん補準備金及び無事もどし準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

第九十八条中「から第三号まで」を「一、第二号及び第四号」に改める。

第一百条第一項中「及び家畜共済部会」を「家畜共済部会及び果樹共済部会」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 農作物共済の共済金額及び共済掛金率表

水 稲					共済目的
5	4	3	2	1	地域料率 区分
砂原・三朝・鎌田・福田・岩 本・久原・山・東・小・鹿・波 伯山・井手ノ原・下西谷	森・今泉・穴橋・上西谷・福 吉・西小・鹿・井土・旁・寅 光・牧・吉・尾・加・谷・小・河・内 本泉・下畑・坂本・鉛山	成・余戸・坂戸・片柴・神倉 吉田・大瀬・下谷・高橋・曹 源寺・大柿・合谷・若宮・恩 地・柿谷・助谷・太郎田・赤松	中津・横手・湯谷・田代・ 三軒屋・福山・木地山	依原・吉原・大谷・福本	地 域
一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇 円	キロ当たり 共済金額
一・一	一・五	一・九	二・六	四・三 %	地域基準共 済掛金率
〇・五七四二	〇・八三〇	〇・九二一八	一・五七二	二・三四六	同上の負担区分 国庫負担率 農家負担率
〇・五二五八	〇・一四〇	〇・九〇二二	一・四二八	二・五五四 %	

別表第二中「一〇、〇〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改める。

別表第四の次に別表第五として次のように加える。

別表第五 果樹共済掛金率表

共済目的	地域	共済掛金率	左の負担区分	
			国庫が負担する部分の率	果樹共済加入者が負担する部分の率
なし	町一円	二・九%	一・四五%	一・四五%

附 則

この条例は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。